（関税定率法施行令の一部改正）

**第一条**　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出しを「（国及び地方公共団体以外の者が経営する施設の指定）」に改め、同条中「（以下「国等以外の者」という。）」を削り、同条第一号を次のように改める。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び同法附則第三条第一項に規定する学校

第十七条第二号中「第七十七号）」の下に「第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園及び同法」を加え、「教育、保育等を総合的に提供する施設」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に改め、「で私立のもの」を削り、同条第三号中「（専修学校）」、「（各種学校）」及び「で私立のもの」を削り、同条第四号及び第五号を次のように改める。

四　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第二項（定義）に規定する私立博物館並びに独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第百七十二号）第十二条第一号（業務の範囲）の規定に基づき独立行政法人国立科学博物館が設置する博物館、独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十七号）第十一条第一号（業務の範囲）の規定に基づき独立行政法人国立美術館が設置する美術館、独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）第十二条第一項第一号（業務の範囲）の規定に基づき独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館並びに地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十二条第五号（業務の範囲）の規定に基づき地方独立行政法人が設置する博物館、美術館、植物園、動物園及び水族館

五　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項（定義）に規定する大学共同利用機関

第十七条第六号中「国等以外の者が経営する」及び「（前号に掲げるものを除く。）」を削り、「施設」の下に「（前二号に掲げるものを除く。）」を加える。

第十八条第一項中「私立の」を削る。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

**第二条**　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項ただし書中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

第十九条の二中「第七条の八第一項」を「第七条の七第一項」に改める。

第二十五条第二項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、同号の次に次の三号を加える。

三　別表第一の第七〇号に掲げる国を原産地とする関税率表第三五・〇五項に掲げる物品であつて、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるもの（第六号に掲げるものを除く。）

四　別表第一の第七五号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるもの

イ　関税率表第〇七〇六・九〇号に掲げる物品のうちごぼう、同表第〇七〇九・五九号に掲げる物品のうちまつたけ、同表第〇七一二・九〇号の二に掲げる物品のうちたけのこ、同表第〇九一〇・一一号の二の㈡のBに掲げる物品、同表第一二一一・九〇号の四の㈡に掲げる物品（びやくだん及びはとむぎ以外のものに限る。）、同表第一二一二・九九号の二に掲げる物品（あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁以外のものに限る。）、同表第一六〇四・一一号に掲げる物品（気密容器入りのもの以外のものに限る。）、同表第一六〇四・一五号及び第一六〇四・一七号に掲げる物品、同表第一六〇四・一九号に掲げる物品（節類以外のものに限る。）、同表第一六〇五・一〇号の二に掲げる物品（米を含むもの以外のものに限る。）、同表第一六〇五・五二号に掲げる物品、同表第一六〇五・五五号及び第一六〇五・五六号に掲げる物品（気密容器入りのもの以外のものに限る。）、同表第一六〇五・五九号の二に掲げる物品（帆立貝（いたやがい科のもの。ペクチン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）以外のものにあつては、気密容器入りのもの以外のものに限る。）並びに同表第二〇〇一・九〇号の二の㈤に掲げる物品のうちしようが

ロ　関税率表第二七・〇一項、第二七・〇四項、第二八・〇九項、第二八・二五項、第二八・二七項、第二八・三四項、第二八・三五項、第二八・三九項、第二八・四一項、第二八・四九項、第二九・〇三項、第二九・〇四項、第三八・三八項、第三六・〇四項、第三八・〇一項、第三八・〇二項、第三八・〇六項、第三八・一四項、第三九・二三項、第三九・二四項、第三九・二六項、第四四・一二項、第四四・一九項から第四四・二一項まで、第四六・〇一項、第四六・〇二項、第五一・〇七項、第五六・〇八項、第五七・〇二項、第五七・〇三項、第五七・〇五項、第五八・〇六項、第六二・一三項、第六二・一六項、第六二・一七項、第六三・〇一項から第六三・〇七項まで、第六五・〇五項、第六五・〇六項、第六六・〇一項、第六七・〇二項、第六九・〇七項、第六九・〇八項、第六九・一一項、第六九・一二項、第七四・一一項、第七六・〇七項、第七九・〇七項、第八一・〇四項、第八一・一一項、第八二・一三項、第八三・〇一項、第八三・〇二項、第八三・〇六項、第九〇・〇三項、第九四・〇四項、第九五・〇三項、第九五・〇五項、第九五・〇七項、第九六・〇三項、第九六・〇八項又は第九六・一七項に掲げる物品（法第八条の二第一項第二号及び第三号に規定する税率の適用を受けるものに限り、法第七条の三第一項に規定する協定税率が無税とされているものを除く。）

五　別表第一の第一〇四号に掲げる国を原産地とする関税率表第二一〇一・一一号の二の㈡に掲げる物品であつて、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるもの

第二十五条第三項中「第四七号」の下に「、第四九号」を加える。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

**第三条**　国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第七条の七第六項又は第七条の八第八項」を「第七条の七第八項」に改める。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

**第四条**　関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇二・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項並びに第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項中「平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日まで」を「平成二六年四月一日から平成二七年三月三一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日まで」を「平成二六年四月一日から平成二七年三月三一日まで」に改める。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成二五年一〇月一日から平成二六年三月三一日まで」を「平成二六年四月一日から平成二七年三月三一日まで」に、「七〇、〇〇〇トン」を「五〇、〇〇〇トン」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成二五年一〇月一日から平成二六年三月三一日まで」を「平成二六年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二、一〇四、二〇〇トン」を「二、一〇一、一〇〇トン」に、「平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日まで」を「平成二六年四月一日から平成二七年三月三一日まで」に、「三五三、八〇〇トン」を「三六三、〇〇〇トン」に、「四六、八〇〇トン」を「四九、九〇〇トン」に、「五七、二〇〇トン」を「五八、八〇〇トン」に改める。